

2012年(平成24年)4月16日

容積率を最大に使うこと
が最善の選択肢ではないと
いうケースがある。

「ワンルーム規制」というの
を存知だろうか。自治体
ごとに内容は変わるが、10
戸以上とか、3階建て以上
になると、25平方㍍以上の
住戸を求められたり、全体



の3分の1以上の住戸を45
平方㍍以上のアーミリータ
イプにしなければならない
という規制が多い。逆に言
えば、このボリューム以下
の場合は規制がかからな
い。

例えば、200平方㍍の
土地があつて、建ぺい率
60

20

収益物件の建築で知っておくべきこと②

%・容積率200%の場合、
駅から近くでワンルーム需
要のある場所なら、一般的
には3~4階建て400平
方㍍のマンションを建てる
と思う。マンションの場合
は、エントランスホールや
階段室などがあり、レンタ
ブル比は85%程度なので、
賃貸床面積は340平方㍍

しても規制にはからない
わけだ。

対してアパートは6・5
円×8戸×2棟×12カ月＝
1248万円と、どちらも

そもそも論で15平方㍍の
部屋の需要がなければ検討
する以前の問題となるが、
都心部などで狭くても賃
料が安い物件の方が賃貸需
要がある場合も多く見られ
る。